○総務省令第十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十七条第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

総務大臣　石田　真敏

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （令和元年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例） **第四条**　令和元年度に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中 「４　地方特例交付金 １　地方特例交付金」 とあるのは 「４　地方特例交付金 １　地方特例交付金 ２　子ども・子育て支援臨時交付金」 と、同表市町村の欄中 「８　地方特例交付金 １　地方特例交付金」 とあるのは 「８　地方特例交付金 １　地方特例交付金 ２　子ども・子育て支援臨時交付金」 とする。	**附　則** ［新設］

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

○総務省令第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）の規定に基づき、並びに最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）を実施するため、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

総務大臣　石田　真敏

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令

（最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる命令の規定中「平成」を削る。

一　最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）別記様式

二　在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）別記第五号様式の二、別記第十八号様式の二及び別記第十九号様式

三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第九号）別記様式